

第20回 特定個人情報保護評価「第三者点検」 議事録

日 時	令和4年11月10日(木) 17:30~18:00
項 目	予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価について(公開審議)
出 席 者	審査会委員 時枝会長、姜委員、重永委員、神原委員、川島委員 保健福祉局感染症医療政策課 小嶋課長、藤山係長、富原係長 デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課 廣渡課長
事 務 局	総務局文書館 花本館長、芦屋係長、林主査
傍 聴 人	0人
内 容	

予防接種に関する事務について

(感染症医療政策課)

従来から予防接種事務においてマイナンバーを利用するため、すでに特定個人情報保護評価は実施済みである。また、今般の新型コロナウイルス感染症対策に係る、予防接種事務においても、国の新システムであるワクチン接種記録システム(VRS)を利用し、予防接種の記録の管理等を行うことから、特定個人情報等の取り扱いが生じたため、これまでに2回特定個人情報保護評価を実施した。

今回、予防接種に関する事務のうち、新型コロナウイルスワクチン接種事務において、全国的に接種証明書のコンビニ交付が導入されたことに伴い、新たな特定個人情報の取り扱いの変更が生じたため、評価の再実施が必要となり、加えて、対象人数が30万人を超えることから、全項目評価書を公表し、市民に求めるためのパブリックコメントを実施した。期間中に寄せられた意見はなかった。

まず1、特定個人情報保護評価について。特定個人情報保護評価は、国の行政機関や地方公共団体が、特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、個人のプライバシー等に与える影響を予測した上で、個人情報の漏えい等のリスクを分析し、リスクを軽減するための適切な措置を自ら評価し、公表するもの。

続いて2、評価の目的について。市町村などの行政機関がマイナンバーを含む個人情報ファイルを保有しようとする場合は、個人のプライバシーなどの権利の侵害を未然に防ぐため、考えられるリスクを分析し、リスクを軽減するための措置を講ずることにより、国民や住民の信頼を得るために実施することになっている。

次に3、今回の新型コロナウイルスワクチン接種事務の変更点についての説明。

接種証明書のコンビニ交付が開始された。コンビニ交付において、コンビニの端末での申請受け付け時に、申請者からマイナンバーを取得する仕組みになっていることから、予防接種に関する事務において、個人番号の入手が増えることになり、特定個人情報の取り扱いに変更が生じた。

次に4、特定個人情報保護評価書の主な変更点について。

評価書の変更点は、評価書の基本情報、特定個人情報ファイルの概要、リスク対策のそれぞれの項目に接種証明書のコンビニ交付に係る事項を追加。

次に、リスク対策について。

- ① 地方公共団体情報システム機構の証明書交付センターにおいて、コンビニに設置している端末の操作画面を制御し、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける
- ② コンビニの端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムと VRS 間の通信については LGWAN 回線を使用し、情報漏えいを防止するとともに、通信は暗号化を行うことにより通信内容の秘匿及び盗聴防止を実施
- ③ コンビニの端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施
- ④ 証明書交付センターシステム及びコンビニの端末には、申請情報・証明書データを記録しない。これらの対策については全国一律で実施されている。

最後に、特定個人情報保護評価実施スケジュールについて。

今回、令和4年9月15日から10月14日までの間、本庁保健福祉局感染症医療政策課、広報室広聴課及び各区役所総務企画課、出張所、市のホームページにおいて、全項目評価書を配布掲載し、パブリックコメントを実施した。

パブリックコメントの実施については市政だより9月15日号にも掲載している。

その結果は冒頭でも申し上げた通り、期間中に寄せられた意見はなかったため、パブリックコメントによる評価書の修正は、行っていない。パブリックコメント後に、北九州市個人情報保護審査会の委員の皆様、「特定個人情報保護評価書」の諮問をお願いしている。その後、個人情報の適正な取り扱いを確保するための内閣総理大臣が所管する行政委員会である「個人情報保護委員会」に評価書を提出し、市のホームページに掲載し、公表する予定。

#### 質疑応答

(審査会委員) コンビニ交付が導入された背景を説明していただきたい。個人的に、北九州市のPDFファイルでの接種証明書をとったことがあるが、非常に迅速だった。また、国のワクチン接種証明アプリもとったことがあるが、どちらも困らなかったため、コンビニ交付を導入する理由があるのであれば教えていただきたい。また、コンビニ端末というのは、どのようなものであるのか詳細を教えていただきたい。

(感染症医療政策課) まず、コンビニでの接種証明書発行を導入した背景は、国が昨年末からアプリケーションでデジタル化を行っていたというところがある。しかし、接種証明アプリが使用しにくい、マイナンバーカードを持っているが使えないという方等への利便性向上に対応して、コンビニ交付を可能とした。利点としては、市役所等の閉庁時間でも、紙での接種証明書を必要とする方の希望に応えることができる。また、国から全市区町村がコンビニ交付に参加することが重要だという要請もあり、北九州市も参加を決定した。

次にコンビニでどのようなものが出るかという点だが、キオスク端末と言われている複合機、マルチコピー機と言われている複合機がある。すでに住民票等も取得できるようになっており、同じ機械で発行できるようになってい

る。

(審査会委員) つまり、紙での交付が簡単になるよということなのか。PDFで交付を行ってもプリントする機械がない等、利便性に対応するということなのか。

(感染症医療政策課) その通り。加えて、海外渡航される場合に、紙の接種証明書を要求されることがある。接種証明書を提示するだけでなく、回収する国もある。入国する相手先がどのようなルールを持っているか異なる。そのような方にも対応したいという思惑が国にあったのではないかと思う。

(審査会委員) 確かPDFは何枚でも印刷できたと記憶しているが、やはり紙の証明書があった方がいいということなのか。

(感染症医療政策課) PDFで受け取った方が、そのPDFファイルをどのようにプリンターと連携させ印刷するのか、また、スマホに保存されているPDFの接種証明書をコンビニで印刷するのはどのようにするのかというのは、苦手な人には少し分かり難い。そのような需要にも答えたいという思惑ではないだろうか。

(審査会委員) リスク対策①の部分について。地方公共団体情報システム機構の証明書交付センターにおいて、コンビニ設置している端末の操作画面を制御し、意図しない不適切な方法で、特定個人情報が送信されることを避けるという記載があるが、コンビニに設置されている端末の操作画面を制御するというのは、具体的にどうということなのか。また、意図しない不適切な方法というのは具体的にどのような方法を想定されているのか。

(感染症医療政策課) コンビニ交付については、現在、住民票等の交付でも実際に使用されている。そこは地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が管理し、全国的に証明書を発行している。地方公共団体情報システム機構が情報の制御や管理を行い、情報を送っているという状況。意図しない不適切な方法で、特定個人情報が送信されることを避けるということについては、実際の使用にあたり、マイナンバーカードが必要になる。端末にマイナンバーカードを置く場所があり、そこにカードを置き、そのカードの暗証番号を入れることで発行される。マイナンバーカードと暗証番号が必要で他人の情報が行かないように制御がかかるようになっている。

(審査会委員) 暗証番号が合っていれば、発行されてしまうのではないか。

(感染症医療政策課) その通り。例えば、カードを拾った方がいたとしても暗証番号がない限りは、他人の情報を得るというようなことはできない制御がかかっている。

(審査会委員) 他に意図しない不適切な方法というのは考えられるか。

(感染症医療政策課) 他には考えられない。

(審査会委員) 接種証明書の発行には費用がかかるのか。

(感染症医療政策課) コンビニ発行に関しては、一通につき120円の費用がかかる。これは、あくまでもそのコンビニに対して払うもの。現段階では運営主体が国という形になっている。120円は自治体に対する手数料ではなく、コンビニの端末を使用するコンビニに対する使用料という形。各自治体と取得されている方の間のお金の出入りはない。

- (審査会委員) 先ほどの質問に関連するのだが、マイナンバーカードと暗証番号を端末に入れたら取得が可能になる。本人になりすまし、暗証番号をたまたま聞いて取得することが考えられるが、接種証明書に限らず、住民票や印鑑証明書の発行で、そのような被害はあるのか。
- (デジタル市役所推進課) 基本的にはキャッシュカード等と同様。キャッシュカードを落とし、暗証番号の4桁が分かればお金を引き落とせるのと同様のセキュリティレベル。今回の証明書に関しては、住民票等も含めて不正に取得されたというような履歴の報告は正確にはないが、落としたので発行を止めて欲しいというような要望などは対応している。紛失して誰かに使用されると困るので、オンラインの利用を制御して欲しいといった手続きは行われている。
- (審査会委員) 接種証明書に記載されている個人情報は何ぐらいの内容なのか。
- (感染症医療政策課) 個人情報という類の中では、氏名と生年月日のみ。それに付随する接種日やどのワクチンを接種したかという情報が載っている。
- (審査会委員) 心配している点が2点ある。1点目は、接種証明書にどれぐらいの効果があるのか分からないが、偽造の可能性はどうか。2点目は、例えば、印刷途中で停止し、中に印字されていない部分が残っている状態がある際に、コンビニの店員が対応することになると思うが、その店員に対するリスクマネジメントは含まれているのか。
- (デジタル市役所推進課) コンビニ交付についての偽造防止は、住民票や税証明書等と同様に偽造防止用紙を使用しているため、コピーをして使用する等は難しい。また、アプリやPDF等の証明書では、証明印などが無いなどの問題があるため、証明書という電子交付も含めた証明書を紙で発行するという制度を作ったというのは1つあるのではないかと思う。コンビニ店員の対応については、今回のワクチン接種証明書に限らず、住民票や税証明書等と同様のレベルのリスクがあると理解しているが、100%防ぐのは難しい部分もあるのは事実。また、印刷等で不具合があった場合の取り出しだが、基本的には用紙を差し込む作業等は、バイトの方等が触らないような形で、契約をしている。しかし、受託業者の方等が触る場合というのは十分考えられると思う。そこも踏まえて、コンビニ交付を国が一体として契約を行い、このような制度を運用しているのご理解いただきたい。
- (審査委員会) 既存の証明書を発行するシステムの中で不具合や問題点等はどのようなケースがあったのか。
- (デジタル市役所推進課) コンビニ交付において、特に大きな問題点や課題等の見直しというのは、交付を開始して何年も経過しているため、随時改善されているものと理解している。私どもに直接、不具合があるという情報が来るものではなく、国が地方公共団体情報システム機構に委託している状態で運用している。各自治体がダイレクトに介入するという制度ではないため、状況が分かってない部分もあるかもしれないが、直接的な苦情というものは把握していない。
- (審査会委員) 現在の状況では、大きなトラブルとかはないということか。

(デジタル市役所推進課) その通り。

(感染症医療政策課) 特に接種証明書について、現時点では我々自治体に対して、この部分に注意するようにというような連絡は、厚生労働省やデジタル庁等から入っていない。

(審査会委員) ATMでキャッシュカードを置き忘れてたり、マイナンバーカードを置き忘れていたりすると思うが、それに対する店員の対応やリスクマネジメントの対策は入っているのか。

(感染症医療政策課) 国全体の仕掛けになっているため、国からこの運営を受託している地方公共団体情報システム機構とコンビニが約款契約をしている。その中で、店員に対しての運用等が細かく定義をされている。忘れた時には警察に届けるようになっている。コンビニ交付の端末が増えてきたため、我々が調べた当時から異なる部分があるかもしれないが、セブンイレブンでの交付が始まった際に、そのような時の対応はどうかと、我々も調べたところ、マイナンバーカードを取らないと証明書が発行されない、マイナンバーカードを置いた場合のアラートも出るし、カードを抜かないと証明書が発行されないようになっているので、何重かの置き忘れ防止の対策を行っている。

(審査会委員) パブリックコメントの実施方法についての確認だが、パブリックコメントを実施するにあたり、全項目評価書の内容を市民の方にどうやって知らせたのか。丁寧に行うとなると膨大な量の書類が必要だと思う。ただ一方で、簡単すぎると何のことが分かりにくいと思う。市民の方への伝え方として、どのようなやり方で周知しているのか。

(感染症医療政策課) 市政だよりやホームページ等に掲載をして意見の募集をしている。市政だよりについては、字数の制限があるため、予防接種に係る特定個人情報保護評価書に対する意見を募集しますという短い文章になってしまっている。ホームページはもう少し情報が載せられるため、特定個人情報保護ファイルを保有する場合はこのような評価が必要だというようなことも載せている。今回言えばコンビニ交付を開始するにあたり、個人情報の取り扱いが変わるため評価書に対する意見を募集しますというような概要についても、書いたうえで全項目評価書を掲載している。

(審査会委員) ホームページのアクセス数は何件ぐらいあったのか。

(感染症医療政策課) 申し訳ないが、アクセス数については把握をしていない。

(審査会委員) 北九州市は、国からの要請に対して参加したということだが、日本中全部参加しているわけではないのか。

(感染症医療政策課) 10月19日時点で、国が公表している資料によると、全国に1741団体あるうちの1540団体の約88.5%が参加している。少しずつ増えてきており、随時、厚生労働省のホームページ等や市に通知が来る。

(審査会委員) 参加していない自治体にあたらしたら仕方がないが、原則としては日本でどこでも大丈夫ということか。

(感染症医療政策課) その通り。参加している自治体の分であれば、どこからでも取得が可能。参

加していない自治体の記録は画面にも出てこないと聞いている。参加している自治体の分という意味は、接種した際にどこに住民票があったかということ。北九州市の住民の方が東京で接種証明書が必要になった際に郵送で請求するよりコンビニで発行した方が便利だろうということで参加をした。

(審査会委員) コンビニ交付で住民票等の交付が可能だが、交付の方法としては、コンビニや市区町村の窓口等、様々な方法があると思う。その全体のうち、コンビニ交付を利用する方の割合は大体どのくらいなのか。

(デジタル市役所推進課) 税証明書や住民票については10%程度の方がコンビニ交付で取得している。本市全体で証明書は年間100万枚という枚数を発行しているが、そのうち約10万枚が、コンビニで取得されている。先ほどの補足だが、住民票や税証明書等もコンビニ発行を行っている自治体と行っていない自治体がある。もともと住民票や税証明等で使用していた自治体は、新たに設定や設計が要らないため、参加を表明するだけで比較的簡単にこのワクチン接種証明書の発行に参加が可能となる。コンビニ交付システムは負担金が必要になるため、年間何百万円の負担金を負担するメリットがないという小さい自治体や、コンビニがない等で、もともとコンビニ交付制度に参加していない自治体もある。そのような自治体はこのようなワクチン接種証明書発行の追加というのも、対応が難しかったというように理解している。

(審査会委員) コンビニ交付の範囲というのは、北九州市内ということか。

(感染症医療政策課) 住民票が北九州市にあり、接種した方の接種証明書は北九州市のデータを基に、発行することができる。マイナンバーカードがあれば、取り扱いコンビニ全国どこでも取得することが可能。

意見聴取終了

(審査会委員) 以上を踏まえ、答申書を作成する。